


別記様式（第4条関係）

表 面

第 号		
原子力損害の賠償に関する法律第21条 第2項の規定による <b>立 入 検 査 証</b>		
職名及び氏名	年 月 日生	
	年 月 日交付	
写  真	押出 スタンプ	文部科学大臣 

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

裏 面

原子力損害の賠償に関する法律（抄）

第21条 文部科学大臣は、第6条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

二 第21条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者